

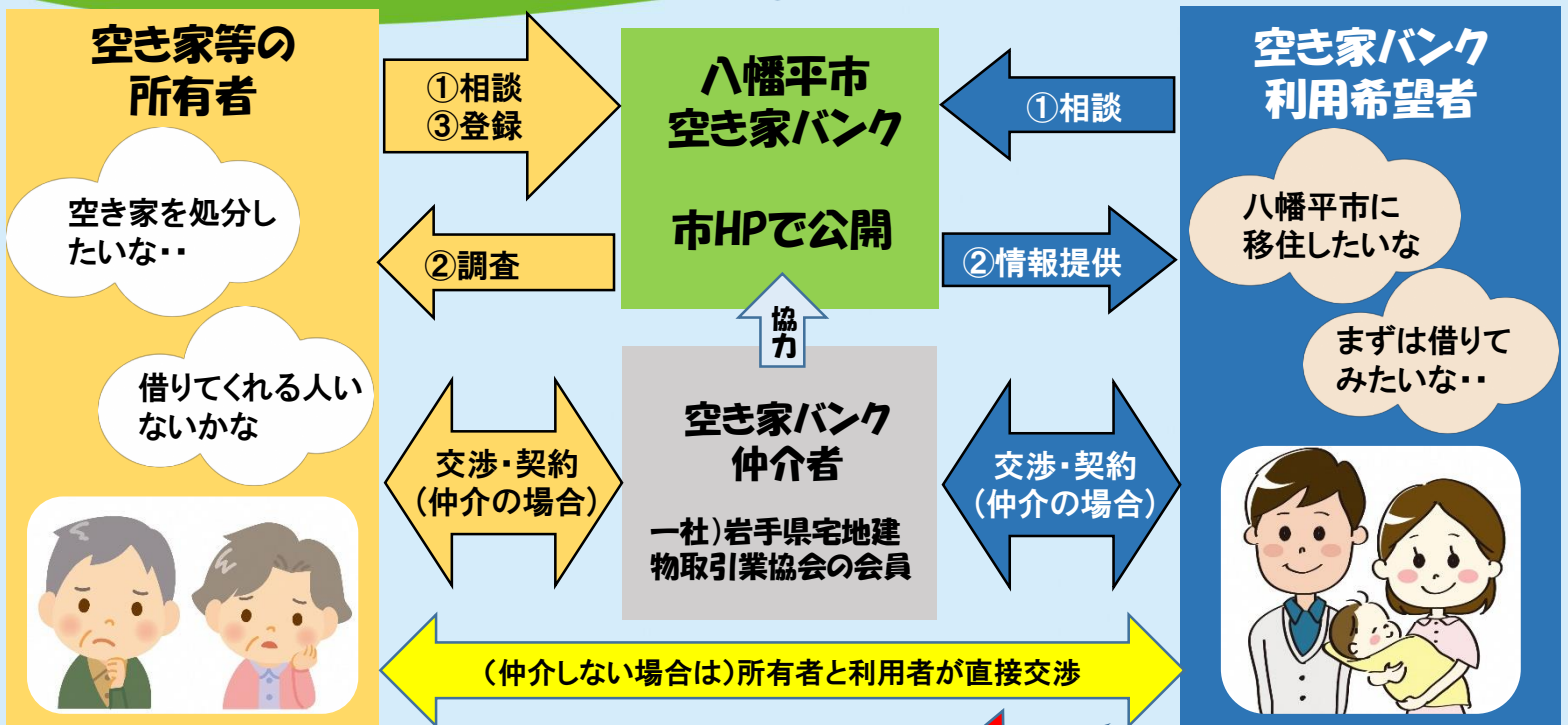
空き家バンク制度のご案内

空き家バンクとは？

八幡平市内の空き家の情報を登録し、ホームページ等により広く周知することで、空き家の利活用を促進する制度です。



空き家バンク登録・利用の流れ



現在、八幡平市では利活用されていない空き家が

790件以上

あり、その中には劣化が進んでいる建物も見受けられ**大きな問題**になっています。

所有者の中には、買い手がつかない等あきらめを感じている方も多くなっています。

買い手がない...
こうなったら墓場まで持っていく

空き家は放置する。
もうあきらめた...

しかし!

コロナ禍や在宅ワークが増えた影響で
空き家を求める声は
かなり増えてきています。

**空き家の活用で悩んでいる方は
まずお問合せください!**

**お問い合わせ
ください!**

〒028-7397 八幡平市野駄第21地割170
八幡平市役所 まちづくり推進課 定住促進係

TEL:0195-74-2111 MAIL:machi@city.hachimantai.lg.jp

空き家バンク登録に必要な条件・書類



◆空き家バンク登録に必要な要件◆

- ①八幡平市税の滞納がない個人または法人が申請可能。
※法人にあつては不動産仲介業を営む法人を除く。
- ②登録しようとする物件は、市内にある建物のうち、住宅（併用住宅を含む）、店舗、事務所及び倉庫であること。
- ③居住（使用）していない又は近く居住（使用）しなくなる予定の建物。
- ④物件に係る登記等が売買や賃貸契約に支障を及ぼさないこと。
- ⑤家財の片付け等が可能であること。
- ⑥倒壊等著しい危険がないこと。
- ⑦所有者が暴力団員等の反社会的勢力に属する者ではなく、物件が事故物件ではないこと。

◆空き家バンクに登録に必要な書類◆

- ① 八幡平市空き家バンク登録申請書
- ② 八幡平市空き家バンク登録カード（様式第2号）
↳【取得先：まちづくり推進課】※市ホームページからもダウンロードできます。
- ③ 「固定資産税課税明細書」（登録物件に係る直近年度のもの）
または「固定資産資産証明書」（登録物件に係る直近のもの）
- ④ 「納税証明書」（八幡平市税を滞納していないことがわかるもの）
↳【取得先：税務課、西根総合支所、安代総合支所】※コピー提出も可。
- ⑤ 土地、建物の所有権を証明できるもの
登記が完了している場合は「登記事項証明書」
または「登記識別情報通知の写し」
ただし、登記が完了していない場合は「固定資産資産証明書」
↳【取得先：法務局または税務課（固定資産資産証明書）】※コピー提出も可。